

事 務 連 絡

平成 23 年 7 月 15 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

稲わらの使用に関する指導の周知依頼について

このことについて、平成 23 年 7 月 14 日付け事務連絡をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出を受けて、関係機関・団体の協力を得つつ、稲わら利用に関する緊急点検を実施していくこととしたので、至急傘下会員への周知とともに調査の実施に当たっての協力を依頼されたものです。

本件のお問合わせ先

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



平成23年7月14日

関係団体各位

農林水産省生産局畜産部畜産振興課
草地整備推進室

稲わらの使用に関する指導の周知依頼について

今般、稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出を受けて、関係機関・団体の協力を得つつ、稲わら利用に関する緊急点検を実施していくこととしておりますので、下記資料について至急傘下の会員各位に周知いただきますとともに、調査の実施に当たってはご協力いただきますようお願い致します。

記

- ・「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理に係る指導の再周知について（再周知状況の報告依頼）」（23生畜第853号平成23年7月14日付け生産局畜産部畜産振興課長名通知）・・・1
- ・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出について（平成23年7月14日付け 農林水産省生産局）・・・14
- ・放射性物質が検出された稲わらを給与した肉牛について（平成23年7月14日付けプレスリリース資料 福島県保健福祉部・福島県農林水産部）・・・15





23生畜第853号
平成23年7月14日

東北農政局生産経営流通部長 殿
関東農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理に係る指導の再周知について
(再周知状況の報告依頼)

平成23年7月8日から9日にかけて、緊急時避難準備区域から食肉として出荷された牛11頭から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。

このため、7月9日に家畜の適正な飼養管理に係る事項について、貴局管内県に対して再度確認・徹底していただくよう指導をお願いしたところです。

当該牛については、原発事故後の4月上旬まで水田に放置されていた稲わらが給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられます。

上記の状況を踏まえ、これまでに定点調査結果等に基づく牧草等の利用制限が行われた貴局管内の各県から下記の関連通知の周知状況等について確認を行い、下記1については、7月20日(水)、2については8月5日(金)(繁殖雌牛等については8月12日(金))までに生産局畜産振興課まで御報告いただくようお願いいたします。

記

- 1 平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(22消安第9976号・22生畜第2385号)、平成23年4月22日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(23生畜第186号)及び、平成23年6月8日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取扱い等について」(23生畜第440号)等の関連通知に沿った適正な飼養管理に係る全酪農家及び肉用牛農家への再周知状況について、別紙1により報告すること。なお、再周知にあたっては別添を参考とされたい。
- 2 上記通知に基づく家畜の飼養管理状況について、各県において関係機関・団体の協力を得つつ、全酪農家及び肉用牛農家より聞き取りを行い、別紙2により報告すること。

別紙 1

県	連絡方法	再周知状況
(例) A 県	(例) 県から関係団体を通じ農家 に対し F a x による連絡	(例) 関係団体から酪農家及び肉 用牛農家に F A X 送付 (7 / ○)

別紙 2

県	酪農		肥育牛		繁殖雌牛等		備 考
	農家 戸数	適正飼養 管理戸数	農家 戸数	適正飼養 管理戸数	農家 戸数	適正飼養 管理戸数	
(例) A県	80戸	80戸	50戸	48戸	500戸	500戸	肥育牛農家2戸に 対し適正な飼養管 理を指導

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について ～安全な畜産物を生産するために～

平成23年7月8日から9日にかけて、緊急時避難準備区域から食肉として出荷した牛11頭から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。当該牛については、原発事故後の4月上旬まで水田に放置されていた稲わらが給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられます。

これまで大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域などにおいて適正な飼養管理について周知をしてきたところですが、安全な畜産物の生産・供給のため、以下の指導内容について再度ご理解いただき、徹底していただきますようお願いいたします。

1. 利用可能な粗飼料について

(1)事故発生前に刈り取って適切に保管された粗飼料、または(2)暫定許容値以下である地域の牧草等を給与しましょう。

・安全な畜産物を生産するためには、暫定許容値(目安)を下回る粗飼料を利用することが必要不可欠です。 粗飼料中の放射性セシウムの目安

・家畜には、

- (1) 事故発生前に刈り取り・保管され、かつ事故発生以降も屋内で保管されたもの、または屋外で保管されたものは、ラップ等の包材により外気と遮断されたもの
- (2) 牧草の放射性物質濃度が暫定許容値以下であることが確認された地域の牧草等

	放射性セシウム
乳用牛	300 Bq/kg
肉用牛	300 Bq/kg
その他の牛	5,000 Bq/kg

を与えて下さい。

※放射性物質により飼料として利用できない粗飼料(牧草、稲わら、野草等)や放射性物質に汚染されたおそれのあるパーク等の資材は、牛が摂取するおそれがあるので、敷料に使用しないで下さい。

2. 家畜の飲用水について

家畜の飲用水は、放射性物質が混入しないよう気をつけましょう。

- ・家畜の飲用水は、以下に気をつけて下さい。
- (1) 水道水や井戸水など、放射性物質の混入のおそれのない水を利用しましょう。
- (2) 貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしましょう。
- (3) 放牧が可能な地域以外では、舎外の水槽等で牛に水を与えることは避けましょう。



3. その他の飼養管理上の留意事項について

誤用防止のため、搾乳・肥育牛用と育成・繁殖牛用の粗飼料は分別保管しましょう。パドックは、放牧が可能な地域のみ利用可能です。

・育成牛や肉用繁殖牛向けの粗飼料は、誤って暫定許容値が厳しい牛に与えることのないよう分別して保管しましょう。

・屋外運動場(パドック)は、放牧ができるようになった地域に限り、除草などを行ってから利用しましょう。

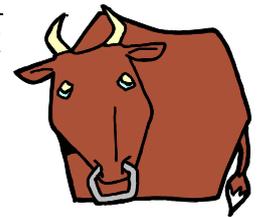


4. 廃用を予定している牛への粗飼料の給与について

廃用を予定している牛には、放射性物質を含まない粗飼料を給与して下さい。

・廃用を予定している牛については、乳用牛は最終分娩後、肉用牛は最終種付後、原発事故後に刈り取った(放射性物質を含む)粗飼料は与えず、事故発生前に刈り取り・保管された粗飼料や輸入粗飼料等の放射性物質を含まない粗飼料を給与することにより、計画的な飼養管理による準備を行いましょ。

また、出荷の際は県の畜産関係窓口等にご相談ください。



【参考】

- ・平成23年3月19日付消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(22消安第9976号・22生畜第2385号)
- ・平成23年4月22日付生産局畜産部畜産振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(23生畜第186号)
- ・平成23年6月8日付生産局畜産部畜産振興課長通知「調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取り扱いについて」(23生畜第440号)
(農林漁業者の方々へ～畜産関係～ http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/maff2_3.html)

連絡先	担当者	電話
〇県〇〇センター		
〇〇県		
〇〇農政局		
農林水産省生産局畜産部 畜産振興課草地整備推進室	相田、早坂	03-3502-8111(内4925) 03-6744-2399(夜間)



22消安第9976号
22生畜第2385号
平成23年3月19日

関東農政局生産経営流通部長 殿
消費・安全部長 殿

東北農政局生産経営流通部長 殿
消費・安全部長 殿

消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について

東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力（株）福島第一原子力発電所事故により、放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質を含む粉じんが降下する可能性があります。

これに関連して、3月19日、福島県の1農場から採取された原乳から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表がありました。

また、茨城県産のほうれんそうからも食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表がありました。

現時点では、原乳の汚染原因は判明していませんが、福島原子力発電所の状況によっては、大気中の放射線量が通常よりも高いレベルになる可能性が否定できないことから、放射性物質の家畜への暴露の防止・低減を通じて畜産物の汚染を防止・低減するために、生産者に対し、下記の飼養管理事項について周知を図るよう、貴職から貴局管内都県に対して通知・指導していただくようお願いいたします。

記

大気中の放射線量が通常よりも高いレベル（注）で検出された地域においては、以下に留意すること。

- 1 乾牧草（サイレージを含む）を給与する場合は、事故の発生前に刈り取り・保管されたもののみを使用すること。さらに、
 - (1) 事故の発生時以降も屋内で保管されたものを使用すること。
 - (2) 屋外で保管されたものはラップ等の包材により外気と遮断されたものを使用すること。これらを使用する際には、包材の外装を念のため布でふきとったり、水洗いする等してから包材を開けること。
- 2 家畜の飲用水については、貯水槽にふたをするなど降下する粉じん等の混入を防止するための措置を講ずること。
- 3 放牧を当面の間行わないこと。

注) 大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出されたことのある地域については、文部科学省がとりまとめている都道府県別環境放射能水準調査結果、原子力施設周辺環境モニタリングデータ等 (<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html> を参照) のデータをご覧ください。



23生畜第186号
平成23年4月22日

関東農政局生産経営流通部長 殿
東北農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について

東京電力（株）福島第一原子力発電所事故（以下、「事故」という。）の発生による放射性物質を含む粉じんの降下に対応した家畜の飼養管理については、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（平成23年3月19日付け22消安第9976号、22生畜第2385号畜水産安全管理課長、畜産振興課長通知）（以下、「関係課長通知」という。）により、各都県を通じた指導をお願いしているところです。

今般、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」（平成23年4月14日付け23消安第456号畜水産安全管理課長通知）に基づいて、食品の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産するための目安として、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値が定められるとともに、牧草等の放射性物質の定点調査（以下、「定点調査」という。）が進められることとされたところです。

このような中、安全な畜産物の生産を図るための対応策として、今後得られる定点調査結果に応じた粗飼料の取扱いや、飼養管理上の留意事項等について、以下のとおり整理したので、貴局管内の各都県に対し、周知されるようお願いいたします。

なお、今後とも飼料の生産・利用について知見の収集を図り、留意事項の見直しや追加を行うこととしておりますので申し添えます。

記

1 定点調査結果が得られるまでの対応

大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域（注）にあつては、引き続き、関係課長通知に基づく対応を行うこと。

注）大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域については、文部科学省がとりまとめている都道府県別環境放射能水準調査結果、原子力施設周辺環境モニタリングデータ等（<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html>）のデータを参照すること

2 定点調査結果が得られた後の対応

(1) 定点調査結果又は都県が行う粗飼料の放射性物質測定試験の結果（以下、「調査結果等」という。）が粗飼料の暫定許容値を下回る場合

各都県においては、調査結果等や農産物の出荷制限の実施状況を踏まえ、別表を参考とし、事故後（平成23年3月11日以降）に収穫された粗飼料の使用や放牧が可能かどうか判断するものとする。

また、その判断にあたっては、原乳等の出荷制限・解除の状況を考慮することとする。

(別表) 放牧や事故後に収穫した粗飼料の使用が可能な地域の目安

	乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）	肉用牛（出荷前短くても15ヶ月程度以降の牛）	その他の牛（乳用牛及び肉用牛以外の牛）
セシウム	<p>①各都県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が300Bq/kgを下回った都県 (初回の調査結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った都県)</p> <p>②または各都県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て300Bq/kgを下回った地域 (初回の試験結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った地域)</p>	<p>①各都県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が300Bq/kgを下回った都県 (初回の調査結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った都県)</p> <p>②または各都県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て300Bq/kgを下回った地域 (初回の試験結果で300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った地域)</p>	<p>定点調査または都県が行う牧草の放射性物質測定試験の結果が5,000Bq/kgを下回った地域</p> <p>注) ただし、これまでの農産物の定点調査事例の変動等を踏まえ、一定の数値上昇が見られた例があることから、3,000Bq/kgを1つの目安として、これを超えた場合は次の結果においても5,000Bq/kgを下回ることを確認してから判断することが望ましい。</p>
ヨウ素	<p>①各都県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が70Bq/kgを下回った都県 (初回の調査結果が70Bq/kgを超過した場合は3回連続して70Bq/kgを下回った都県)</p> <p>②または各都県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て70Bq/kgを下回った地域 (初回の試験結果が70Bq/kgを超過した場合は3回連続して70Bq/kgを下回った地域)</p>	農産物の出荷制限が課されていない地域	農産物の出荷制限が課されていない地域

※ 大気中の放射線量が通常のレベルであった地域にあつては、その限りでない。

(2) 調査結果等が粗飼料の暫定許容値を上回る場合

調査結果等や農産物の出荷制限の実施状況を踏まえ、草丈が収穫可能となった段階で、できるだけ早期に刈り取りにより刈取りを行い、再生草の確保を図ること。

その際、刈取った草については給与を見合わせ、保管すること。刈取った草の取扱いについては、飼料としての使用方法や廃棄等の取扱いについて、追って通知する。それまでの間、堆肥への混入、すき込み、焼却等を行わないこと。

3 平成23年産の飼料作物の作付けについて

現時点で作付けの制限は行わない。今後、関係機関等が行う作付け後の飼料作物や土壌の放射性物質の濃度についての調査結果を踏まえ、飼料作物の収穫・使用については追って通知する。

4 その他飼養管理に関する留意事項等

(1) 調査結果等を踏まえ、経営内の家畜に異なる粗飼料を給与する場合は、飼料庫の区分、粗飼料の包装への表示（大きくマジックで表示するなど）及び飼料の給与状況の記帳などにより、各家畜向け飼料の分別管理及び適正給与を徹底すること。

(2) 貯水槽のふたや飼料タンクの密閉など降下する粉じん等の家畜の飲用水等への混入を防止するための措置については、引き続き講ずること。

(3) 屋外運動場については、放牧が可能な地域において、清掃、除草等により、放射性物質の摂取の防止策が十分に講じられる場合、その利用を可能とする。

なお、その他の屋外運動場の利用を可能とするため、客土等による屋外運動場の放射性物質の濃度低減対策や家畜飼養管理方法による放射性物質の摂取防止対策等について知見を収集し追って通知する。



23生畜第440号
平成23年6月8日

東北農政局生産経営流通部長 殿
関東農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している
牧草等の取扱い等について

現在、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」（平成23年4月14日付け23消安第456号畜水産安全管理課長通知）に基づき、牧草等の放射性物質調査が各都県において進められているところです。

また、「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」（平成23年4月22日付け23生畜第186号畜産振興課長通知）により、各都県が実施する牧草等の放射性物質調査の結果、暫定許容値を上回った地域においては、汚染の心配の少ない再生草を確保するため、牧草等の早期の刈取りを行い、刈り取った牧草等については給与を見合わせ、保管するよう周知をお願いしてきたところです。

この度、当該通知に基づき保管している牧草等（以下「保管牧草等」という。）の取扱いや廃用を予定している牛への粗飼料の給与等に当たっての留意点を下記のとおり取りまとめましたので、貴局管内の各都県に対し、周知されるようお願いいたします。

なお、今後も、原子力発電所事故を踏まえた飼料の生産・利用等について知見の収集を図り、留意事項の見直しや追加を行うこととしておりますことを申し添えます。

記

1 地域の調査結果を踏まえた保管牧草等の牛への給与

(1) 刈り取った時点において、調査結果における放射性セシウムの濃度が5,000 Bq/kgを上回っていた地域の保管牧草等については飼料利用せず、3により処分する。

(2) 刈り取った時点において、調査結果における放射性セシウムの濃度が300 Bq/kgを上回り、かつ5,000Bq/kg以下であった地域の保管牧草等は、他の粗飼料との分別管理を徹底した上で、4にも留意しつつ育成牛又は肉用繁殖雌牛へ給与することができる。

また、飼料利用する見込みのない保管牧草等については、3により処分する。

2 保管牧草等の流通

刈り取った時点において、調査結果における放射性セシウムの濃度が300Bq/kgを上回り、かつ5,000Bq/kg以下であった地域の保管牧草等を流通させる際は、別添を参考に草種、刈取年月日、生産者の氏名又は名称及び住所、採草地の住所並びに当該調査結果を付した上で流通させること。

3 飼料利用しない保管牧草等の処分

1において飼料利用しない保管牧草等については、次により処分を行う。

(1) 刈り取った時点において、調査結果における放射性セシウムの濃度が5,000 Bq/kgを上回っていた地域の保管牧草等

ア 福島県の浜通り地方及び中通り地方^注

引き続き保管し、埋却、堆肥への混入、焼却、すき込み及び敷料利用は行わない。

また、今後の処分方法については、環境省等の関係機関が検討する当該地域の災害廃棄物の処分方法の検討結果等を踏まえ、処分方法を決定した段階で別途通知する。

イ 福島県のア以外の地方及び福島県以外の県

通常的一般廃棄物として埋却又は自治体が定める方法により処分することとし、堆肥への混入、すき込み及び敷料利用は行わない。

保管牧草等を包装しているラップフィルム等については、従来どおり通常の産業廃棄物として処分する。

(2) 刈り取った時点において、調査結果における放射性セシウムの濃度が300 Bq/kgを上回り、かつ5,000Bq/kg以下であった地域の保管牧草等

ア 福島県の浜通り地方及び中通り地方^注

引き続き保管し、埋却、堆肥への混入、焼却、すき込み及び敷料利用（育成牛又は肉用繁殖雌牛の敷料にする場合を除く）は行わない。

また、今後の処分方法については、環境省等の関係機関が検討する当該地域の災害廃棄物の処分方法の検討結果等を踏まえ、処分方法を決定した段階で別途通知する。

イ 福島県のア以外の地方及び福島県以外の県

通常的一般廃棄物として埋却若しくは自治体が定める方法により処分するか、又はそのままほ場にすき込む方法若しくはほ場内で腐熟化等した上でほ場にすき込む方法により処分して差し支えない。保管牧草等の堆肥への混入及び敷料利用（育成牛又は肉用繁殖雌牛の敷料にする場合を除く）は行わない。

保管牧草等を包装しているラップフィルム等については、従来どおり通常の産業廃棄物として処分する。

4 廃用を予定している牛への粗飼料の給与等

廃用を予定している牛については、乳用牛の最終分娩後や肉用繁殖雌牛の最終妊娠期間中において、原子力発電所事故発生後に刈り取った粗飼料は与えず、事故発生前に刈り取り、保管された粗飼料や輸入粗飼料など放射性物質を含まない粗飼料を給与し、水、空気、土壌等の環境からの放射性物質の摂取もあることに留意しながら計画的な飼養管理を行う。

また、当該牛を出荷しようとする場合や、その他の牛で飼養中の事故等によりと畜場への出荷を検討する場合、県等は「飼料から牛肉への放射性物質の移行の考え方」（平成23年6月8日付け畜水産安全管理課事務連絡）に基づいて、地域の粗飼料において検出された放射性物質の濃度や粗飼料の給与量から牛肉中の放射性物質の濃度を推定し、出荷を検討している農家に情報提供すること。推定の結果、牛肉の暫定規制値を上回るおそれがあるときは、と畜場への出荷は行わず、暫定規制値を上回るおそれがないと考えられるようになるまでの間、出荷を延期するよう指導する。

注) 田村市、福島市、郡山市、須賀川市、二本松市、伊達市、本宮市、白河市、川俣町、三春町、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、矢吹町及び棚倉町に限る。

(別添)

保管牧草を流通させる場合の表示例

A 飼料

事項	内容
草種	〇〇〇グラスサイレージ
刈り取り年月日	〇年〇月〇日
生産者の氏名又は名称 及び住所	〇〇 〇〇 〇〇町〇〇番地
採草地の住所	(主なほ場を記載)
当該地域の調査結果※	〇月〇日 〇〇〇B q / k g

※牧草の刈り取り年月日の直前の結果を記入すること。

調査結果が不明な場合は最寄りの普及センター等に確認すること。

※当該粗飼料に貼り付け、もしくは流通時に添付するものとする。

平成23年7月14日
農林水産省生産局

稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出について

【福島県浅川町の事案】（稲わら段階での検出）

1 肉用牛農家からの情報提供・県の立入調査

福島県は、南相馬市の事案を受け、県内の緊急立入検査を実施中であるが、7月12日(火)、計画的避難区域・緊急時避難区域以外である福島県浅川町の肉用牛農家から福島県家畜保健衛生所に対して、保存している稲わらの放射線量を測定したところ、30～35 $\mu\text{s v/h}$ を検出したとの連絡。

県は12日(火)立入調査を行い、14(木)、稲わらロールを検査した結果、検出（最大値97,000Bq/kg）。

2 購入した稲わらの給与

当該農家は、県内白河市の稲わら生産業者から約260個のロールを今年3月下旬から4月上旬に購入（稲わら生産業者が原発事故後の3月15日から3月20日頃にかけて作成したもの）。

当該農家は、この稲わらは、農場内倉庫又は牛舎通路に保管して、順次給与。これまでに80ロール給与済み。

3 牛の出荷・牛肉の流通

当該農家は、4月から7月上旬までの間に、東京芝浦市場、横浜市場、仙台市場、千葉県食肉公社へ合計42頭出荷済み。（これまでの立入調査の結果では、このうち、当該稲わらを給与したものは35頭）

厚生労働省は、関係都県に牛肉の追跡・検査を依頼中。

平成23年7月14日

福島県保健福祉部

福島県農林水産部

放射性物質が検出された稲わらを給与した肉牛について

浅川町の肉用牛農家において、高濃度の放射性セシウムが含まれている稲わらを肉牛に給与していたことが判明し、併せてこの農家から既に42頭の肉牛が出荷され、流通したことが明らかとなりましたのでお知らせします。

福島県は、当該農場に立入調査を実施し、飼養状況の調査を行い、当該農家に対して当面、肉牛の出荷及び移動の自粛を要請するとともに当該稲わらの給与の禁止を指導いたしました。

また、当該牛が出荷されたと畜場及びその頭数について、関係する自治体に情報提供し、流通状況の確認を依頼します。

なお、当該牛肉の残品があれば、放射性物質の検査も併せて当該自治体に依頼し、検査の結果、放射性セシウムの暫定規制値を超えた食肉については関係自治体より各事業者に対して自主回収等の指示をしていただくよう依頼します。

また、県内肉用牛農家に対する緊急立入調査が完了する7月18日頃までを目途に、生産者及び生産者団体に対し肉用牛及び肉用に供する予定の牛の出荷と移動の自粛を要請いたします。

県は、引き続き、県内肉用牛農家に対する緊急立入調査を行い、適正な飼養管理の再徹底を指導するとともに、牛肉のモニタリング検査の強化に向け、国・関係機関・団体と協議を進めてまいります。

(お問い合わせ先)

農林水産部畜産課 主幹 大崎次郎
電話 024-521-7362 (内線 3227)
保健福祉部食品生活衛生課 課長 大島正敏
電話 024-521-7241 (内線 2770)